1. 認定情報の利用ついて

今般、利用者様からの苦情等により、要介護認定等に関する資料の取り扱いが遵守されていない ケースが判明いたしましたので、改めて取り扱いについて周知いたします。

2. 開示された認定情報の利用範囲について

介護(予防)サービス等計画作成にかかる申請書(本人同意書)(以下「申請書」)で開示された 資料については、**ケアプラン作成のためにのみ**使用することができます。

それ以外の目的で使用することは目的外利用となります。

(サービス事業所に情報提供として複写し提供するなど)

3. 情報開示にかかる本人の同意について

申請書下部の本人同意欄の署名については、本人または家族などの代理人から署名をいただいてください。原則として、事業所の職員が代理署名を行うことは想定しておりません。

事業所の職員が無断で、勝手に署名を行うことは絶対にやめてください。

4. 遵守事項について

申請書裏面の遵守事項を今一度ご確認ください。

- ① 提供を受けた資料に係る本人の情報(以下「本人情報」)又は本人の親族の情報(以下「親族情報」) は本人のケアプラン作成以外の目的には使用しないこと。
- ② 本人情報又は親族情報がサービス担当者会議において必要な場合は本人又は親族の文書による同意を得た上で用いること。
- ③ 従業員又は従業員であった者が上記①及び②を順守するよう必要な措置を講じること。
- ④ 提供を受けた資料を本人及び宝塚市の同意を得ることなくケアプラン作成以外の目的で複写又は複製をしないこと。
- ⑤ 提供を受けた資料を厳重に管理し、流出、紛失、破損しないように適正な保管に努めるとともに、 流出、紛失又は破損した場合は、直ちに本人及び宝塚市に連絡し、その指示に従い善処すること。
- ⑥ 本人との介護(予防)支援等の提供に係る契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を保持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料(複写又は複製したものを含む。)を宝塚市に提出するか責任をもって廃棄すること。
- ⑦ 宝塚市から資料提供の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、速やかに応じること。
- ⑧ その他介護保険に関する諸法令を遵守します。

これらの遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。